

2008年4月1日制定
2017年3月17日改定

文学研究科 演劇映像学コース 博士学位論文
受理および審査に関するコース内規

博士論文の受理および審査にあたっては、早稲田大学学位規則と文学研究科内規の規程に基づき、以下に定めるコース内規に従ってその手続きを進めることとする。

1. 審査対象となる論文

博士学位の審査対象となる論文は、その内容の領域および水準が当コースにふさわしいものでなければならない。

2. 論文の内容、形式等 [文研内規 14 と 15 参照]

論文は原則として日本語で書かれたものであること。

枚数は原則として400字詰原稿用紙換算300枚以上とする。但し、注釈や資料紹介等は枚数に含まない。

学位請求論文が既刊の単行本である場合は、学位請求の申請が行われる時点で、出版後6ヵ月以内であること。2巻以上の著作の場合、最終巻の刊行が6ヵ月以内であること。

3. 学位申請者の資格 [文研内規 12 の (b) と (c) 参照]

学位を申請しようとする者は、全国的または国際的な学会・学術誌（原則として査読付き）において発表業績を有すること。

4. 審査委員の人数と資格 [文研内規 10 と 11 参照]

審査委員の人数は3名以上とする。なお、この中には文学学術院を本属とし、文学研究科演劇映像学コースにおいて研究指導を担当する専任教員を必ず含むものとする。

5. 審査の公開 [文研内規 6 の (5) (6) (7) 参照]

審査委員会は公開とするが、発言できるのは原則として審査委員と申請者のみとする。

6. 論文の公表 [文研内規 17 参照]

学位を取得した論文については公表を原則とし、その方法については文学研究科内規にしたがう。

以上